

「理容所の使用前の確認」＜審査基準＞

○理容師法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十四号）

〔使用前の検査〕

第十一条の二 前条第一項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十二条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

〔理容所について講ずべき措置〕

第十二条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

○理容師法施行規則（平成十年一月二十七日厚生省令第四号）

（清潔保持の措置）

第二十六条 法第十二条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

（採光、照明及び換気の実施基準）

第二十七条 法第十二条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 二 換気 理容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

○理容業に係る衛生措置等に関する条例（平成十二年三月二十八日条例第八号）

（理容所について講ずべき措置）

第二条 理容師法第十二条第四号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 理容所には、理容の作業を行う場所（以下「作業所」という。）と待合所とを区分して設けること。
- 二 作業所の床面積は、理容いす二台までは十三平方メートル以上とし、理容いす一台を増すごとに四平方メートル以上増すこと。
- 三 待合所の床面積は、作業所の床面積の八分の一以上とすること。
- 四 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 五 皮膚に接する器具を消毒する設備は、一箇所とすること。